

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について(契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第130条の2第3号の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 随意契約した内容

(1) 調達物品(役務)名

校舎管理業務委託(駐在)

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等

校舎内における整備管理、電話窓口の対応業務

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

平成25年12月31日から平成26年1月2日の3日間を除く。

平日17時20分から19時20分まで

休日15時30分から17時30分まで

(3) 納入期限(履行期間)

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

平成25年12月31日から平成26年1月2日の3日間を除く。

(4) 発注所属及び納入場所

住 所：輪島市門前町広岡5の3

所 属：石川県立門前高等学校

連絡先：TEL 0768-42-1161 FAX 0768-42-0009

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。

(2) 見積書の提出が1施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年3月28日(木) 午前10:00時

(2) 提出先

住 所：輪島市門前町広岡5の3

所 属：石川県立門前高等学校

連絡先：TEL 0768-42-1161 FAX 0768-42-0009